

## 茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものであり、オークション・フリーマーケットや個人間売買等により購入されたものを除く。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている個人で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

### (補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者とする。

(1) 補助金の申請日において、満65歳以上である者

(2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金（他市町村の補助を含む。）の交付を受けていないこと。

### (補助金の額等)

第4 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入（令和6年1月1日以降に購入したものに限り。）に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、3,000円を上限とする。

2 前項の規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるも

のとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

4 購入により発生した送料や手数料等の購入に付随する経費は除くものとし、購入に要する経費のうち、クーポン等の割引を受けた場合は、それらの相当額を除くものとする。

(補助金の交付申請及び交付請求)

第5 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) 第2第1号アからカに掲げる認証の確認ができるもの
- (3) 振込先口座情報が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6 市長は、第5の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 第1項の審査及び必要に応じて調査等を行った結果、補助金を交付すべきでないと認めたときは、茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付を決定する場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第7 第6の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者に対して、第5の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第9 市長は、取得した個人情報を補助金の交付に必要な範囲で利用し、不交付とな

った場合は遅滞なく削除するものとする。

(検査等)

第10 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申請者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第11 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

（申請先）茨木市長

申請者 住 所 茨木市

フリ ガナ  
氏 名 印

※自署の場合は押印不要です。

生年月日

電話番号

茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 申請者・ヘルメット情報・交付申請額

ヘルメットの使用者	氏名		生年月日（満年齢）	
			年 月 日 (満 歳)	
購入するヘルメット	メーカー	品名又は品番	安全基準	
			SG JCF CE GS CPSC その他（ ） 【認証マーク保証書・現物・写真で確認】	
	購入価格(税込)	円	補助金交付申請額	円

※安全基準は、購入したヘルメットの安全基準マークに○を付ける。

※補助金交付申請額：ヘルメットの購入価格（上限3,000円。100円未満の端数は切捨）

2 振替先口座情報

金融機関名	支店名	口座種別	
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		口座名義（カナ）	

（ゆうちょ銀行の場合は下記に記入）

通帳記号	通帳番号	預金種目	店名
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	
口座番号		口座名義（カナ）	

※申請者氏名と口座名義人は同一でお願いします。

※補助対象外となった場合、取得した口座情報等は破棄します。

## 様式第1号（第5関係）

《添付書類》申請には、次の書類を添付してください。

- (1) 購入したもの、購入日、購入に要する費用が分かる書類（領収書等）
- (2) 保証書その他SG基準又はこれに相当すると市長が認める安全基準に適合していることがわかる書類等
- (3) 口座番号が確認できる通帳やキャッシュカードの写し

### 誓約事項

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

（下記の内容を読んで、□にチェックしてください。）

- 購入したヘルメットを自転車乗車時に必ず着用し、交通ルールを遵守し交通安全に努めます。
- 過去に自転車乗車用ヘルメットの購入について、同補助金の適用及び他の補助金の適用を受けていません。
- 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 本申請により市が入手する個人情報に関し、補助金の交付の目的の範囲内で使用されることについて同意します。
- 補助金の交付に必要な内容に関し、市職員が私の住民基本台帳を閲覧することについて了承します。
- 上記の事項に反する事実が判明した場合は、交付を受けた補助金を速やかに返還します。

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

氏 名 様

茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市自転車用ヘルメット購入費補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

申請時における誓約事項を遵守すること。

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第6関係）

茨木市指令 第 号

氏 名 様

茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

（理由）

年 月 日

茨木市長

印